

臨時的に水を供給する場合の料金設定について

- ・ 鳥取市水道事業給水条例

(特別な場合の料金)

第 25 条 給水装置を設置しないで、臨時的に水を供給した場合の料金は、1 立方メートルにつき 148 円 で算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) とする。

- ・ 改正前 148 円 → 改正後 165 円

今回の料金改定 (案) の供給単価 165 円

- ・ 臨時的に水道水を使用した事例

工事用の臨時用水、工事等における水道管破損時の漏水の弁償など